

CU三多摩ニュース No.45

2019. 4. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

春の拡大月間は4～5月

三多摩 25 人達成にご協力を

書記長 三宅 一也

春の組合員拡大月間が4月、5月に取組みます。CU東京の10周年事業として1,500人組織を展望しながら、組織の10%拡大を目標に三多摩では25人目標が要請されています。

3月29日、本部で拡大決起集会が開かれ三多摩から複数参加して、目標達成の決意を表明してきました。すでに、2つの支部が達成しています。労働相談者の加入、「組合共済の内容がいいので家族も入れた」との話もあります。

三多摩が25人目標を達成すれば、300人を視野にいれる事になりますが、20日現在、加入は4人と立ち遅れています。統一地方選で奮闘されていた役員仲間も多く、「これから」です。

4月後半から「団体まわり」も行い、CU東京の役割、実績を広く伝えていく行動、いざという時の組合共済の優位性など知ってもらい、加入を進めていきましょう。

ありがとうございます

『仲間のために使って』と募金

組合員のAさんは、この間職場との団体交渉で、未払い残業代などを払わせることが出来、解決金を受取りました。Aさんは、組合の役員がボラン

ティアで活動をしていることを知って、組合の活動の一助になればと、38万円余の募金を寄せてくださいました。本当にありがたいことです。

組合では、今後の活動の中で、裁判に訴えて闘う場面もあることを想定し、支援を行う際の基金にしようと計画しています。

Aさん、本当にありがとうございました。

お花見交流会盛大に開かれる



3月31日、小金井公園でCU三多摩のお花見交流会が開かれました。小金井さくらまつりとも重なり、快晴の中20人超の参加で相談者もお見えになり、持ち寄りの料理にも舌鼓、楽しい交流会でした。

パワハラや契約違反など相次ぐ 民間保育所 賠償求め交渉！

多摩地域のA法人の運営する保育所で働いていた組合員が、賃金遅配や契約



書通りの処遇が行われなかった問題で、A法人側を相手に損害賠償を求める交渉を行っています。

地方から転居する際の引越し代の支払いや家賃補助が約束されていたのに未実施。相次ぐ給料の遅配、諸手当の不当な削減、不当な降格、パワハラ、専門職としての仕事をさせないなど、処遇に関する多くの労働者に対する不利益が生じて退職に至った4人の組合員の闘いです。

この間の団体交渉では、組合員の要求に対し、法人側が不誠実な回答に終始。解決には程遠い状況です。

今保育の現場は、様々な運営主体が参入可となっており、営利企業が多くなっており、ブラックな職場も増えています。4人の組合員は、子どもたちを守る意味でもしっかりと闘いを進め、裁判も辞さない気持ちで、交渉に臨んでいます。

仲間の皆様のご支援をお願いします。



CU三多摩協議会

第5回定期大会案内

日程 8月4日(日) 14時

会場 国分寺労政会館

(国分寺駅下車5分)

★参加のための日程調整をお願いします。

4/21 投票の衆院補欠、統一地方選挙

沖縄3区は、沖縄辺野古への新基地建設を最大争点としてたたかわれ、「オール沖縄」の屋良朝博候補が圧勝、「新基地ノー」のトドメの審判となりました。

大阪12区は市民と野党の共闘候補・宮本たけし氏(無所属)は当選に至りませんでした。

統一地方選 CU三多摩推薦の市長候補

清瀬市 池田いづみ候補 9439票

・当選は現職の渋谷金太郎氏 13014票
(投票率 52,48%)

稲城市 早川 寛候補 9707票

・当選は現職の高橋勝浩氏 25836票

(投票率 50.90%)

ご奮闘された皆様、お疲れ様でした。

前進座公演『佐倉義民伝』

5月21日(火) 11時30分開演

国立劇場(半蔵門駅下車)

観劇料 6400円

申し込み大江さん又は組合事務所へ

一口労基法

36協定ありますか？

法律で1日8時間を超え、又は1週40時間を超えて労働者を働かせるのは違法と定めています。(労働基準法32条)

しかし、例外として①雇用契約書、就業規則、労働協約に「1日8時間、1週40時間を超えて残業させる場合がある」などの根拠があること、②労働者の過半数を代表するものとの協定を結び、③労働基準監督署に届けることを条件に、合法的に残業させることができるとなっています。(労働基準法第36条に根拠があるので36(さぶろく)協定といいます。)

ただし、①業務上の必要がない②不当な動機・目的③労働者の著しい不利益などに該当するときは権利の濫用として無効となる場合もあります。

ところが多くの職場では、労働者代表との協定を結ぶことなく残業をさせる違法な状態にあると言われています。労働者代表は社長が指名することや、親睦会の代表が自動的になることはできず、管理監督者も代表にはなれません。

自分の職場の36協定の有無を調べ、違法残業を是正させましょう。